

○厚生労働省令第百八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

「第一章 医療に関する選択の支援等（第一条―第一条の十）

目次中 第一章の二 医療の安全の確保（第一条の十一―第一条の十三）

を

「第一章 総則（第一章の二 医

第一章の三 病院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四―第七条）」

第一章の三 医
第一章の四 病

第一条）

療に関する選択の支援等（第一条の二―第一条の十）

に、「第四章の二 医療計画（第三十条の二十

療の安全の確保（第一条の十一―第一条の十三）

院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四―第七条）」

「第四章の二 基本方針（第三十条の二十七の二）

八―第三十条の三十三）」を 第四章の二の二 医療計画（第三十条の二十八―第三十条の三十三）

第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第三十

条の三十三の二―第三十条の三十三の七）」

に、「第三十条の三十三の二」を「第三十条の三十三の八―

第三十条の三十三の十」に改める。

第一条の二を第一条の二の二とする。

第一条中「医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とする。

第一章の三を第一章の四とし、第一章の二を第一章の三とし、第一章を第一章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 総則

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム
- 二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
- 三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム
- 四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
- 五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、法第一

条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所

第九条の二十第一項第六号ハを削る。

第三十条の三十三の二第一項中「第三十条の十二第一項第八号」を「第三十条の十七第一項第八号」に改め、同条第二項中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、「昭和六十年法律第八十八号」の下に「。次条において「労働者派遣法」という。」を加え、同条第三項中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、第四章の三中同条を第三十条の三十三の九とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十条の三十三の八 法第三十条の十五第二項の厚生労働省令で定める者は、同条第一項各号に掲げる事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。

第四章の二を第四章の二の二とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進

(病床の機能の区分)

第三十条の三十三の二 法第三十条の十二第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとお

りとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一 高度急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供するもの

二 急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの（前号に該当するものを除く。）

三 回復期機能 急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）

四 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。）を入院させるもの

（法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日）

第三十条の三十三の三 法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定による報告（第三十条の三十三の六において「病床機能報告」という。）を行う日の属する年の七月一日とする。

（法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）

第三十条の三十三の四 法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、六年間とする。

（法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める報告事項）

第三十条の三十三の五 法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

（報告方法）

第三十条の三十三の六 病床機能報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法より、一年に一回、十月一日から同月三十一日までに行うものとする。

一 ファイル等に記録する方法

二 レセプト情報による方法

2 前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて病床機能報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下この項及び次項において「受託者」という。）を経由する方法（この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。）をいう。

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ハ 書面を交付する方法

3 第一項第二号の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法（この場合における受託者への報告は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五条第一項に規定するレセプトコンピュータに記録されている情報について、同令第一条

第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条第三項の規定による方法を活用して行われるものとする。）をいう。

（報告事項の変更）

第三十条の三十三の七 法第三十条の十二第二項の厚生労働省令で定めるときは、同条第一項に規定する病床機能報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。

2 法第三十条の十二第二項の規定による報告は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 基本方針

（厚生労働大臣による情報提供の求め）

第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十二第一項に

規定する病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項に規定する受託者（以下この条において「受託者」という。）を経由して、同項に規定するファイル等に記録する方法又は同条第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

第三十条の二十八の二中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十一号」に改める。

第三十条の二十九第一号中「第三十条の四第二項第九号」を「第三十条の四第二項第十号」に改め、同条第二号中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十一号」に改める。

第三十条の三十中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十二号」に改める。

第四章の三に次の一条を加える。

第三十条の三十三の十 法第三十条の十九第三項の厚生労働省令で定める者は、同項に規定する地域医療支援事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めたとする。ただし、医師についての職業紹介事業の事務を委託する場合にあつては職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）

第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可を受けて職業紹介事業を行う者に限り、医業についての労

働者派遣事業の事務を委託する場合にあつては労働者派遣法第五条第一項の許可を受け、又は同法第十条第一項の規定により届出書を提出して労働者派遣事業を行う者に限る。

第三十五条第一項中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に改め、同条第二項中「又は寄附行為」を削る。

附則第五十一条中「(昭和三十八年法律第百三十三号)」を削る。

附則に次の五条を加える。

(移行計画の認定)

第五十六条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号。以下「平成十八年改正法」という。)附則第十条の三第一項の規定により移行計画(同項に規定する移行計画をいう。以下同じ。)が適当である旨の認定を受けようとする経過措置医療法人(平成十八年改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいう。)は、附則様式第一による移行計画認定申請書に移行計画を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 移行計画は、附則様式第二によるものとする。

3 平成十八年改正法附則第十条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 合併の見込み

二 出資者による持分の放棄又は払戻しの見込み

三 平成十八年改正法附則第十条の七の資金の融通のあつせんを受ける見込み

(移行計画に添付する書類)

第五十七条 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第一号に掲げる定款には、同条第一項の認定を受ける旨を記載しなければならない。

2 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿は、附則様式第三によるものとする。

3 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 社員総会の議事録

二 直近の三会計年度（法第五十三条に規定する会計年度をいう。）に係る貸借対照表及び損益計算書

(移行計画の変更)

第五十八条 平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定により移行計画の変更の認定を受けようとする認定医療法人（同項に規定する認定医療法人をいう。以下同じ。）は、附則様式第四による移行計画変更認定申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の移行計画変更認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後の移行計画

二 変更前の移行計画の写し

三 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けたことを証明する書類の写し

四 社員総会の議事録

五 その他参考となる書類

3 移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、平成十八年改正法附則第十条の四第一項の変更の認定を要しないものとする。

（移行計画の認定の取消し）

第五十九条 平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けなかつたとき。
- 二 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。
- 三 認定医療法人が合併により消滅したとき。
- 四 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。
- 五 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき。
- 六 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(厚生労働大臣への報告)

第六十条 平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定（以下この号及び次号において「認定」という。）

を受けた日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して一年三月を経過する日

二 認定を受けた日以後一年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して二年三月を経過する日

2 前項のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。）へ移行する旨の定款の変更に ついて、法第五十条第一項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則 様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 変更後の定款及び当該変更に係る新旧対照表

二 定款変更の認可書の写し

三 社員総会の議事録

3 前二項のほか、認定医療法人は、出資者による持分の放棄その他の処分があつた場合にあつては、当

該処分があつた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 出資者名簿

二 附則様式第六による出資持分の状況報告書

三 その他持分の処分の詳細を明らかにする書類

4 前項の場合において、出資者による持分の放棄があつたときは、認定医療法人は、前項各号の書類に加えて、附則様式第七による出資持分の放棄申出書も添付しなければならない。

附則様式第一から附則様式第七までを次のように定める。



別表第一中「別表表一（第一条関係）」を「別表第一（第一条の二関係）」に改める。

（外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 臨床修練及び臨床教授等（第四条―第十一条）

第三章 雑則（第十二条）

附則

第一章 総則

第一条の見出しを「（病院等の指定等）」に改め、同条中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第五号の規定による病院又は診療所の指定及び同条第十三号」に改め、「当該病院」の下に「又は診療所」を加え、同条に次の三項を加える。

2 法第二条第五号の厚生労働省令で定める診療所は、同号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所とする。

3 法第二条第十三号の厚生労働省令で定める病院は、次に掲げる病院とする。

一 医学又は歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けた病院

三 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター

四 法第二条第十三号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された病院

4 第二項の診療所が法第二条第五号の規定による指定を受ける場合又は前項第四号の病院が法第二条第十三号の規定による指定を受ける場合には、緊密な連携体制を確保する病院の管理者の同意書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二条中「第二条第四号の規定により指定した病院」を「第二条第五号に規定する臨床修練病院等」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、「という。」の下に「又は同条第十三号に規定する臨床教授等病院（以下「臨床教授等病院」という。）」を加え、「臨床修練」を「同条第四号に規定する臨床修練（以下「臨床修練」という。）又は同条第十二号に規定する臨床教授等（以下「臨床教授等」という。）」に改める。

第三条中「指定病院」を「臨床修練病院等及び臨床教授等病院」に改め、「臨床修練」の下に「又は臨床教授等」を加える。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 臨床修練及び臨床教授等

第四条の見出し中「許可」を「臨床修練の許可」に改め、同条第二項第一号中「限る。」の下に「次条

第二項第一号において同じ。」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「能力を」の下に「前項に規定する者又は臨床修練病院等の開設者が」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、同項第七号中「とする病院」を「とする臨床修練病院等」に、「病院ごと」を「臨床修練病院等ごと」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「とする病院」を「とする臨床修練病院等」に改め、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、同条第四項中「第二項第八号」を「第二項第七号」に改める。

第五条を次のように改める。

(臨床教授等の許可の申請手続等)

第五条 法第二十一条の三第一項の規定により臨床教授等の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 旅券の写し、住民票の写しその他の身分を証する書類の写し
- 二 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を有することを証する書面の写し

三 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後、十年以上、診療に従事したことを明らかにする書類

四 臨床教授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有することを証する書類

五 患者に与えた損害を賠償する能力を前項に規定する者又は臨床教授等病院の開設者が有することを証する書類

六 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する事項を記載した医師（外国において医師に相当する資格を有する者を含む。）の診断書（前項に規定する者が自ら作成したものを除く。）

七 臨床教授等を行うとする臨床教授等病院の名称並びに臨床教授等病院ごとの臨床教授等の分野、期間及び受入れに関する業務を統括管理する臨床教授等責任者の氏名を記載した臨床教授等計画書

八 臨床教授等を行うおとする臨床教授等病院の長及び受入れに関する業務を統括管理する臨床教授等責任者の承諾書

九 許可証用写真一葉

3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

4 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師（以下「臨床教授等外国医師等」という。）は、臨床教授等計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床教授等に係る第二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。

第五条の次に次の三条を加える。

（法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者）

第五条の二 法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項の規定により証明書が交付されている者とする。

（臨床修練の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の三 法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第四条第二項第一号、第四号及び第六号から第八号までに掲げる書類

二 法第四条第一項の臨床修練許可証（第六条及び第七条第一項において「臨床修練許可証」という。）

三 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

（臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の四 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第五条第二項第一号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる書類

二 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第四条第一項の臨床教授等許可証（次条及び第七条第一項において「臨床教授等許可証」という。）

三 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

第六条中「法第四条第一項の臨床修練許可証（以下「許可証」という。）」を「臨床修練許可証及び臨床教授等許可証」に、「様式第二号」を「様式第三号」に改める。

第七条第一項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加え、「許可証」を「臨床修練許可証又は臨床教授等許可証（以下「許可証」という。）」に改め、同条第二項中「様式第三号」を「様式第四号」に改める。

第八条第一項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加え、同条第二項中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条第三項及び第四項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加える。

第九条中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を、「臨床修練」の下に「又は臨床教授等」を加える。

第十条及び第十一条を次のように改める。

（総括臨床修練指導医等及び総括臨床教授等責任者）

第十条 臨床修練病院等の長は、当該臨床修練病院等における臨床修練の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床修練指導医等のうちから一人を総括臨床修練指導医若しくは総括臨床修練指導歯科医又は総括臨床修練指導者として選任するものとする。

2 臨床教授等病院の長は、当該臨床教授等病院における臨床教授等の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床教授等責任者のうちから一人を総括臨床教授等責任者として選任するものとする。

(臨床修練証明書)

第十一条 臨床修練外国医師等は、様式第六号により、臨床修練病院等の長及び厚生労働大臣に対し、当該臨床修練外国医師等が法に基づき臨床修練を行った旨の証明を求めることができる。

第十一条の次に次の章名を付する。

第三章 雑則

第十二条を次のように改める。

(期限の特例)

第十二条 第八条第四項に規定する返納の期限が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十

一号) 第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

第十三条から第十六条までを削る。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。



様式第七号から様式第九号までを削る。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十七第一項」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一表二外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の項中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」を

「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に改め、「第十一条第一項」の下に「及び第二十一条の六」を加える。

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)
正)

第五条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成二十二年厚生労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第十号を次のように改める。

十 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則第一条第一項(厚生労働省組織規則の一部改正)

第六条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第二号中「外国医師の臨床修練」を「外国医師等の臨床修練及び臨床教授等」に改め、「病院」の下に「又は診療所」を加え、「臨床修練の許可及び臨床修練指導医の認定」を「並びに臨床修練及び臨床教授等の許可」に改め、「こと」の下に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十六年における第一条の規定による改正後の医療法施行規則（以下この項において「新規則」という。）第三十条の三十三の三に規定する病床機能報告に係る新規則第三十条の三十三の六第一項の規定の適用については、同項中「同月三十一日」とあるのは、「十一月十四日」とする。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

ロ 勤務環境に関する現状の分析(以下「現状分析」という)、勤務環境の改善に関する目標(以下「改善目標」という)の設定及び勤務環境の改善に関する計画(以下「改善計画」という)の作成

ハ 改善計画の実施

- 一 改善目標の達成状況及び改善計画の実施状況の評価(以下「評価」という)並びにこれを踏まえた改善目標及び改善計画等の見直し
- 二 手引書 医療勤務環境改善マネジメントシステムに関して、厚生労働省医政局長が定める手引書をいう。(適用)

第三条 医療勤務環境改善マネジメントシステムに従って行う措置は、病院又は診療所を一の単位とし、組織全体の取組として実施することを基本とする。

(改善方針の表明)

第四条 病院又は診療所の管理者は、改善方針を表明し、当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員に周知を図るものとする。

2 改善方針は、次の事項を含むものとする。

- 一 医療従事者の勤務環境の改善を通じて、医療従事者の確保及び定着並びに患者の安全及び健康の確保を図ること
- 二 当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員の協力の下に、勤務環境を改善する活動を組織全体で実施すること
- 三 職種にかかわらず、医療従事者の勤務環境の改善を図ること
- 四 医療勤務環境改善マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること

(体制の整備)

第五条 病院又は診療所の管理者は、医療勤務環境改善マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 当該病院又は診療所の管理者の適切な関与の下、当該病院又は診療所の実情に応じ、多様な部門及び職種の構成員により構成される協議組織(第十二条において「協議組織」という)を設置(当該病院又は診療所における安全衛生委員会等の既存の組織を活用することを含む)すること
- 二 医療勤務環境改善マネジメントシステムの各過程ごとに必要な事項を記録し、その内容について当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員が確認できるように体制を整備すること
- 三 その他医療勤務環境改善マネジメントシステムに実効性を持たせるために必要な体制の整備を行うこと。

(現状分析)

第六条 病院又は診療所の管理者は、手引書に示された手法等を参考として、当該病院又は診療所における医療従事者の勤務環境に関する現状を定量的及び定性的に把握し、客観的に分析するものとする。

2 病院又は診療所の管理者は、前項の分析の結果を踏まえ、当該病院又は診療所全体の状況を勘案して優先的に実施する措置を決定するものとする。

(改善目標の設定)

第七条 病院又は診療所の管理者は、改善方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、改善目標を設定し、当該目標においては、可能な限り一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、当該目標を医療従事者その他の職員に周知するものとする。

一 現状分析の結果

二 手引書に示された目標設定の際に留意すべき事項等(改善計画の作成)

第八条 病院又は診療所の管理者は、改善目標を達成するため、現状分析等に基づき、一定期間に係る改善計画を作成するものとする。

2 改善計画は、改善目標を達成するための具体的な実施事項、実施時期、実施の手順等について定めるものであり、次に掲げる事項のうち、当該病院又は診療所の状況に応じて必要な事項を定めるものとする。

- 一 働き方の改善に関すること
- 二 医療従事者の健康の支援に関すること
- 三 働きやすさの確保のための環境の整備に関すること
- 四 働きがいの向上に関すること
- 五 その他必要な事項

3 改善計画は、手引書に示された留意事項、様式等を参考として作成するものとする。

(改善計画の実施)

第九条 病院又は診療所の管理者は、改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施するものとする。

2 病院又は診療所の管理者は、改善計画の内容及びその進捗状況について当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員に周知するとともに、その進捗状況を踏まえ、必要があると認めるときは、改善計画に定めた事項について修正するものとする。

(評価及び改善)

第十条 病院又は診療所の管理者は、手引書等を参考として、あらかじめ評価を実施する手順及びその実施者を定めるものとする。

2 評価の実施者は、改善計画の期間の終了時に評価を実施し、その結果について病院又は診療所の管理者に報告するものとする。

3 病院又は診療所の管理者は、今回の改善目標の設定及び改善計画の作成に当たって前項の評価の結果を反映する等の必要な改善を行うものとする。

(医療勤務環境改善マネジメントシステムの見直し)

第十一条 病院又は診療所の管理者は、前条の評価及び改善の結果を踏まえ、定期的に、当該病院又は診療所における医療勤務環境改善マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、改善方針の見直し等の医療勤務環境改善マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。

(医療従事者の参画)

第十二条 病院又は診療所の管理者は、改善目標の設定、改善計画の作成並びに評価の実施及びこれを踏まえた改善目標及び改善計画等の見直しに当たっては、協議組織の議を経るほか、あらかじめ当該病院又は診療所の医療従事者の意見を聴くこと等により、医療勤務環境改善マネジメントシステムの運用に係る医療従事者の参画を図るものとする。

(都道府県による支援の活用等)

第十三条 病院又は診療所の管理者は、この指針に定めるもののほか、医療勤務環境改善マネジメントシステムの運用に当たっては、医療法第三十条の十五第一項に規定する医療従事者の勤務環境の改善に関する都道府県による支援を活用するとともに、手引書等を参考として、当該病院又は診療所の状況に応じた適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

○農林水産省告示第千二百九十六号

排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律施行規則(平成八年農林水産省令第三十三号)第十三条(同令第十五条において読み替えて準用する場合を含む)において準用する同令第三十三条の規定に基づき、排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)第十一条第二項(同法第十四条第一項において準用する場合を含む)において準用する同法第五条第二項の規定により外国人に交付する承認証の様式を次のように定め、平成二十六年十月一日から施行する。なお、平成八年農林水産省告示第千九十九号(排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律第十一条第二項において準用する第五条第二項の規定により外国人に交付する承認証の様式を定める件。以下「告示第千九十九号」という)は、平成二十六年九月三十日限り、廃止し、この告示の施行の際現にあるこの告示による廃止前の告示第千九十九号の様式により交付されている承認証は、この告示の様式によるものとみなす。

平成二十六年九月二十六日

農林水産大臣 西川 公也

○厚生労働省告示第三百七十六号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十四の規定に基づき、医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針を次のとおり定め、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針

（目的）

第一条 この指針は、病院又は診療所の管理者が医師、看護師等の医療従事者その他の職員の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境を改善する活動を促進することにより、医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置の適切かつ有効な実施を図り、もって安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 医療勤務環境改善マネジメントシステム 病院又は診療所において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する医療従事者の勤務環境の改善に係る一連の自主的活動に関する仕組みであつて、当該病院又は診療所における業務実施に係る管理と一体となつて運用されるものをいう。

イ 勤務環境の改善に関する方針（以下「改善方針」という。）の表明及び勤務環境の改善の実施に係る体制の整備

ロ 勤務環境に関する現状の分析（以下「現状分析」という。）、勤務環境の改善に関する目標（以下「改善目標」という。）の設定及び勤務環境の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）の作成

ハ 改善計画の実施

ニ 改善目標の達成状況及び改善計画の実施状況の評価（以下「評価」という。）並びにこれを踏まえた改善目標及び改善計画等の見直し

二 手引書 医療勤務環境改善マネジメントシステムに関して、厚生労働省医政局長が定める手引書をいう。

（適用）

第三条 医療勤務環境改善マネジメントシステムに従って行う措置は、病院又は診療所を一の単位とし、組織全体の取組として実施することを基本とする。

（改善方針の表明）

第四条 病院又は診療所の管理者は、改善方針を表明し、当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員に周知を図るものとする。

2 改善方針は、次の事項を含むものとする。

一 医療従事者の勤務環境の改善を通じて、医療従事者の確保及び定着並びに患者の安全及び健康の確保を図ること

二 当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員の協力の下に、勤務環境を改善する活動を組織全体で実施すること

三 職種にかかわらず、医療従事者の勤務環境の改善を図ること

四 医療勤務環境改善マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること

(体制の整備)

第五条 病院又は診療所の管理者は、医療勤務環境改善マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次に掲げる事項を行うものとする。

一 当該病院又は診療所の管理者の適切な関与の下、当該病院又は診療所の実情に応じ、多様な部門及び職種の構成員により構成される協議組織（第十二条において「協議組織」という。）を設置（当該病院又は診療所における安全衛生委員会等の既存の組織を活用することを含む。）すること。

二 医療勤務環境改善マネジメントシステムの各過程ごとに必要な事項を記録し、その内容について当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員が確認できるような体制を整備すること。

三 その他医療勤務環境改善マネジメントシステムに実効性を持たせるために必要な体制の整備を行うこと。

(現状分析)

第六条 病院又は診療所の管理者は、手引書に示された手法等を参考として、当該病院又は診療所における医療従事者の勤務環境に関する現状を定量的及び定性的に把握し、客観的に分析するものとする。

2 病院又は診療所の管理者は、前項の分析の結果を踏まえ、当該病院又は診療所全体の状況を勘案して優先的に実施する措置を決定するものとする。

(改善目標の設定)

第七条 病院又は診療所の管理者は、改善方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、改善目標を設定し、当該目標においては、可能な限り一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、当該目標を医療従事者その他の職員に周知するものとする。

一 現状分析の結果

二 手引書に示された目標設定の際に留意すべき事項等

(改善計画の作成)

第八条 病院又は診療所の管理者は、改善目標を達成するため、現状分析等に基づき、一定期間に係

る改善計画を作成するものとする。

2 改善計画は、改善目標を達成するための具体的な実施事項、実施時期、実施の手順等について定めるものであり、次に掲げる事項のうち、当該病院又は診療所の状況に応じて必要な事項を定めるものとする。

一 働き方の改善に関すること

二 医療従事者の健康の支援に関すること

三 働きやすさの確保のための環境の整備に関すること

四 働きがいの向上に関すること

五 その他必要な事項

3 改善計画は、手引書に示された留意事項、様式等を参考として作成するものとする。

(改善計画の実施)

第九条 病院又は診療所の管理者は、改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施するものとする。

2 病院又は診療所の管理者は、改善計画の内容及びその進捗状況について当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員に周知するとともに、その進捗状況を踏まえ、必要があると認めるときは、改善計画に定めた事項について修正するものとする。

(評価及び改善)

第十条 病院又は診療所の管理者は、手引書等を参考として、あらかじめ評価を実施する手順及びその実施者を定めるものとする。

2 評価の実施者は、改善計画の期間の終了時に評価を実施し、その結果について病院又は診療所の管理者に報告するものとする。

3 病院又は診療所の管理者は、次回の改善目標の設定及び改善計画の作成に当たって前項の評価の結果を反映する等の必要な改善を行うものとする。

(医療勤務環境改善マネジメントシステムの見直し)

第十一条 病院又は診療所の管理者は、前条の評価及び改善の結果を踏まえ、定期的に、当該病院又は診療所における医療勤務環境改善マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、改善方針の見直し等の医療勤務環境改善マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。

(医療従事者の参画)

第十二条 病院又は診療所の管理者は、改善目標の設定、改善計画の作成並びに評価の実施及びこれを踏まえた改善目標及び改善計画等の見直しに当たっては、協議組織の議を経るほか、あらかじめ当該病院又は診療所の医療従事者の意見を聴くこと等により、医療勤務環境改善マネジメントシステムの運用に係る医療従事者の参画を図るものとする。

(都道府県による支援の活用等)

第十三条 病院又は診療所の管理者は、この指針に定めるもののほか、医療勤務環境改善マネジメントシステムの運用に当たっては、医療法第三十条の十五第一項に規定する医療従事者の勤務環境の改善に関する都道府県による支援を活用するとともに、手引書等を参考として、当該病院又は診療所の状況に応じた適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

平成26年9月26日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）のうち、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）の一部改正等については、既に本年6月25日から施行され、その旨の周知を「『地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律』の一部の施行等について」（平成26年6月25日付、医政発0625第1号・社援発0625第1号・老発0625第1号）において、お願いしたところです。

医療介護総合確保推進法のうち、①医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正（病床機能報告制度に関する規定、医療従事者の確保等に関する規定）、②外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）の一部改正（臨床修練及び臨床教授等に関する規定）、③良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）の一部改正（持分なし医療法人への移行に関する計画についての厚生労働大臣の認定に関する規定）等については、本年10月1日から施行されます。

これに伴い、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成26年政令第314号。以下「整備政令」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成26年厚生労働省令第108号。以下「整備省令」という。）が本年9月25日付けで公布され、また、「医療法施行規則第30条の33の6第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を定める件」（平成26年厚生労働省告示第362号。以下「報告方法告示」という。）が本年9月25日付けで告示され、さらに、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針を定める件」（平成26年厚生労働省告示第376号。

以下「勤務環境改善告示」という。)が本日付けで告示されました。

これらの趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 病床機能報告制度に関する規定

1 病床の機能の区分

医療法第30条の12第1項の「病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分」の名称及び内容は、以下の通りとすること。(整備省令第1条の規定による改正後の医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「新規則」という。)第30条の33の2関係)

- (1) 高度急性期機能(急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供する機能をいう。)
- (2) 急性期機能(急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能((1)に該当するものを除く。)をいう。)
- (3) 回復期機能(急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた、医療又はリハビリテーションの提供を行う機能(急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL(日常生活における基本的動作を行う能力をいう。)の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。)をいう。)
- (4) 慢性期機能(長期にわたり療養が必要な患者(長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。)を入院させる機能をいう。)

2 報告事項

一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所(以下「病床機能報告対象病院等」という。)の管理者は、以下の事項を報告するものとする。

(1) 病床の機能

- ① 基準日(報告を行う日の属する年の7月1日)における病床の機能(医療法第30条の12第1項第1号及び新規則第30条の33の3関係)
- ② 基準日から6年間が経過した日における病床の機能の予定(以下「基準日後病床機能」という。)(医療法第30条の12第1項第2号及び新規則第30条の33の4関係)

(2) 病床の機能以外の報告事項

- ① 病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容（医療法第30条の12第1項第3号及び報告方法告示の表第1欄第5号から第14号まで関係）
- ② 構造設備及び人員の配置その他必要な事項（医療法第30条の12第1項第4号、新規則第30条の33の5及び報告方法告示の表第1欄第3号及び第4号関係）

3 報告方法

- (1) 病床機能報告対象病院等の管理者は、1年に1回、10月1日から同月31日までに報告を行うものとする。こと。（新規則第30条の33の6第1項関係）
ただし、平成26年の報告については、10月1日から11月14日までに報告を行うものとする。こと。（整備省令附則第2項関係）
- (2) 病床機能報告対象病院等の管理者は、報告方法告示の表第1欄に掲げる報告内容（病床の機能、構造設備及び人員の配置その他必要な事項、入院患者に提供する医療の内容）に応じ、同表の第2欄に掲げる報告単位（病棟、病院又は診療所）を基本として、同表の第3欄に掲げる報告方法（ファイル等に記録する方法、レセプト情報による方法）により、報告を行うものとする。こと。（新規則第30条の33の6第1項及び報告方法告示関係）
- (3) 上記(2)の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下「受託者」という。）を経由する方法（当該受託者への報告は、インターネット上で報告する方法、CD-R等の電子記録媒体を郵送する方法、書面を交付する方法により行うものとする。）をいうものとする。こと。（新規則第30条の33の6第2項関係）
- (4) 上記(2)の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法（当該受託者への報告は、病床機能報告対象病院等が提出する電子レセプトデータによる情報から、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）の枠組みを活用して行われるものとする。）をいうものとする。こと。（新規則第30条の33の6第3項関係）

4 報告事項の変更

- (1) 病床機能報告対象病院等の管理者は、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能に係る医療の提供が必要と判断したときには、速やかに、当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に、基準日後病床機能の変更を報告する

ものとする。こと。（医療法第30条の12第2項及び新規則第30条の33の7第1項関係）

(2) 上記(1)の変更の報告については、報告方法告示で定めるところによるものとする。こと。（新規則第30条の33の7第2項関係）

5 厚生労働大臣による情報提供の求め

厚生労働大臣は、地域における病床の機能の分化及び連携等に関する基本的な事項を定めるために必要があると認めるときは、病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、受託者を經由して、ファイル等に記録する方法又はレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めものとする。こと。（医療法第30条の3の2及び新規則第30条の27の2関係）

6 国の開設する病院等の特例

刑事施設等の中に設けられた病院又は診療所及び皇室用財産である病院又は診療所（宮内庁病院）については、病床機能報告制度に関する医療法の規定は、適用しないものとする。こと。（整備政令第1条の規定による改正後の医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条第2項及び第3項関係）

第二 医療従事者の確保等に関する規定

1 医療従事者の勤務環境の改善に関する事項

(1) 都道府県が、医療従事者の勤務環境の改善に関する事務の全部又は一部を委託することができる「厚生労働省令で定める者」について、当該事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。こと。（医療法第30条の15第2項及び新規則第30条の33の8関係）

(2) 病院又は診療所における医療勤務環境改善マネジメントシステム（病院又は診療所において、医療従事者の勤務環境の改善に関して、①管理者による改善方針の表明、②勤務環境改善の実施に係る体制の整備、③勤務環境に関する現状の分析、改善目標の設定、改善計画の作成、④改善計画の実施、⑤改善目標の達成状況及び改善計画の実施状況の評価、⑥評価の結果を踏まえた改善目標及び改善計画等の見直しを体系的かつ継続的に実施する、一連の自主的活動に関する仕組みをいう。）の実施に関し、各段階で取り組むべき事項を示すこと。

また、勤務環境改善告示第2条第2号に規定する厚生労働省医政局長が定める手引書は、「医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」（平成26年3月「医療従事者の勤務環

境の改善に向けた手法の確立のための調査・研究班」とすること。（勤務環境改善告示関係）

2 地域における医師の確保に関する事項

都道府県が、病院及び診療所における医師の確保を図るための事務の全部又は一部を委託することができる「厚生労働省令で定める者」について、当該事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者（ただし、職業紹介事業又は労働者派遣事業の事務を委託する場合にあっては、あらかじめ、当該事業の許可を受け又は届出書を提出した者に限る。）とすること。（医療法第30条の19第3項及び新規則第30条の33の10関係）

第三 臨床修練及び臨床教授等に関する規定

1 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第363号）の一部改正（整備政令第2条関係）

（1）題名に関する事項

題名を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行令」に改正すること。

（2）手数料に関する事項

臨床教授等の許可の申請並びに臨床修練及び臨床教授等の許可の有効期間の更新の申請に当たって納付する手数料の額を、現行の臨床修練の許可申請に係る手数料の額と同様、15,300円（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、15,100円）と定めること。

2 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則（昭和62年厚生省令第47号）の一部改正（整備省令第2条関係）

（1）題名に関する事項

題名を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則」に改正すること。

（2）臨床修練病院等の指定に関する事項

臨床修練病院等の指定を受けることができる診療所は、臨床修練病院等の指定を受けている病院と緊密な連携体制が確保された診療所とし、指定を受けるに当たっては、連携する病院の管理者による同意書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

（3）臨床教授等病院の指定に関する事項

臨床教授等病院の指定を受けることができる病院として、①大学附属病

院、②特定機能病院、③国立高度専門医療研究センター、④臨床教授等病院の指定を受けている病院と緊密な連携体制が確保された病院を定めるとともに、④の病院が指定を受けるに当たっては、連携する病院の管理者による同意書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

(4) 臨床教授等の実施状況の報告に関する事項

臨床教授等病院の長は、毎年4月30日までに、その前年度の臨床教授等の実施状況を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

(5) 入国前に臨床修練等の許可を受けることができる者に関する事項

本邦に入国する前に臨床修練又は臨床教授等の許可を受けることができる者として、在留資格認定証明書が交付されている者を定めること。

(6) 臨床教授等許可証に関する事項

臨床教授等許可証の様式を定めるとともに、臨床教授等外国医師等が臨床教授等を行うときの臨床教授等許可証の着用義務を定めること。

(7) 各種申請手続に関する事項

①臨床教授等の許可の申請手続、②臨床修練及び臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続、③臨床教授等許可証の書換え交付及び再交付の申請手続として、申請書の様式や必要な添付書類等を定めること。

(8) 総括臨床教授等責任者に関する事項

臨床教授等病院の長は、当該病院における臨床教授等の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床教授等責任者のうちから1人を総括臨床教授等責任者として選任するものとする。

第四 持分なし医療法人への移行に関する計画に係る厚生労働大臣の認定に関する規定

1 持分なし医療法人へ移行する際の、①移行計画に関する厚生労働大臣の認定の申請手続、②移行計画の変更に関する厚生労働大臣の認定の申請手続として、申請書の様式や必要な添付書類等を定めること。（新規則附則第56条から第58条まで関係）

2 厚生労働大臣が移行計画の認定を取り消すことができる場合として、不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき等を定めること。（新規則附則第59条関係）

3 移行計画の認定を受けた医療法人は、認定を受けた日から起算して1年を経過するごとの日から3ヶ月を経過するまでに計画の実施状況を厚生労働大

臣に報告するほか、移行計画の認定を受けた旨等の定款の変更の認可を受けた場合又は出資者の持分の放棄その他の処分があった場合は、当該認可又は処分の日から3ヶ月を経過するまでにその旨を厚生労働大臣に報告することとし、報告書の様式や必要な添付書類を定めること。（新規則附則第60条関係）

第五 その他

1 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）の一部改正（整備政令第2条関係）

医政局医事課及び医政局歯科保健課の所掌事務として、外国医師の臨床教授等及び外国歯科医師の臨床教授等に関する事務をそれぞれ加えること。

2 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）の一部改正（整備省令第6条関係）

医政局医事課試験免許室の所掌事務として、臨床教授等に関する事務を加えること。

3 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）の一部改正（整備省令第4条関係）

臨床教授等の許可を受けた外国医師及び外国歯科医師が記載する診療録について、電磁的方法による保存を認めるものとする。

医政総発1001第1号

平成26年10月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

（公 印 省 略）

医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項の施行について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下「法」という。）については、本年6月25日に公布されたところですが、法第3条による医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正により、医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項について、本日から施行されます。

これに伴い、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成26年厚生労働省令第108号。以下「整備省令」という。）が本年9月25日に公布され、また、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針を定める件」（平成26年厚生労働省告示第376号。以下「指針」という。）が本年9月26日に告示されるとともに、その周知について、「「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について」（平成26年9月26日付 医政発0926第5号）において依頼しました。

本年10月1日から施行される医療従事者の勤務環境の改善等に係る医療法及び整備省令の関係規定並びに指針の趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 趣旨及び概要

医師や看護職員をはじめとした医療従事者の確保を図るためには、病院又は診療所（以下「医療機関」という。）の主体的な取組を通じて、労務管理面のみならず、ワーク・ライフ・バランスなどの幅広い観点を視野に入れた勤務環境改善の推進による「医療従事者の離職防止・定着対策」を講ずる必要がある。今回の改正は、こうした観点から、

- (1) 医療機関の管理者は、医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならないものとし、厚生労働大臣は、そのための指針となるべき事項を定めるものとする（医療法第30条の13及び第30条の14関係。平成27年4月1日以降は第30条の19及び第30条の20）
- (2) 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めるものとし、それらの事務を実施するための拠点としての機能の確保に努めるものとする（医療法第30条の15関係。平成27年4月1日以降は第30条の21）

等の規定を医療法に設け、これらを通じて、医療従事者の勤務環境の改善を促進するものである。

第二 内容及び留意事項等

- 1 医療機関の管理者の責務（医療法第30条の13関係。平成27年4月1日以降は第30条の19）

医療機関の管理者は、当該医療機関に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならないこと。

具体的には、第二の2の厚生労働大臣が定める指針に基づき、PDCAサイクルにより計画的に勤務環境改善の具体的な取組を行うよう努めること。

- 2 厚生労働大臣が定める指針（医療法第30条の14関係。平成27年4月1日以降は第30条の20）

厚生労働大臣は、医療従事者の勤務環境の改善のために医療機関の管理者が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定め、これを公表するものとする。

本規定に基づき、医療機関における医療勤務環境改善マネジメントシス

テム（医療機関において、医療従事者の勤務環境の改善に関して、①管理者による改善方針の表明、②勤務環境改善の実施に係る体制の整備、③勤務環境に関する現状の分析、改善目標の設定、改善計画の作成、④改善計画の実施、⑤改善目標の達成状況及び改善計画の実施状況の評価、⑥評価の結果を踏まえた改善目標及び改善計画等の見直しを体系的かつ継続的に実施する、一連の自主的活動に関する仕組みをいう。以下同じ。）の実施に関し、各段階で取り組むべき事項を示した「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」（平成26年厚生労働省告示第376号）を告示したものであること。

「「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について」（平成26年9月26日付医政発0926第5号）で示したとおり、指針第2条第2号に規定する厚生労働省医政局長が定める手引書は、「医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」（平成26年3月厚生労働省「医療従事者の勤務環境の改善に向けた手法の確立のための調査・研究班」）とし、医療機関の管理者が、指針に基づき医療従事者の勤務環境の改善のための具体的な措置を講ずるに当たっては、手引書を参考にすること。なお、手引書については、今後必要に応じて更新されることに留意いただきたいこと。

3 都道府県の事務等（医療法第30条の15関係。平成27年4月1日以降は第30条の21）

① 医療従事者の勤務環境の改善を促進するために都道府県が実施する事務（第30条の15第1項関係）

都道府県は、医療機関の勤務環境改善に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言その他の援助、調査及び啓発活動その他の必要な支援を行うなど、医療従事者の勤務環境改善の促進に努めること。

都道府県は、医療計画及び地域医療構想の策定を行うなど、地域の医療提供体制の確保に関する主要な役割を担う主体であり、こうした取組の一環として、医療従事者の勤務環境の改善についても、効果的な取組を実施することが求められているところである。例えば、様々な医師・看護職員確保関連の対策（地域医療支援センター、ナースセンターの運営等）をはじめとした都道府県の医療行政が担う各種施策と医療機関の勤務環境改善に関する施策を連携させるなど、地域の実情に応じた効果的な取組を実施いただきたいこと。

② 事務の委託（第30条の15第2項関係）

都道府県は、第二の3①の事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができるものであること。

「厚生労働省令で定める者」とは、整備省令において、当該事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とされていること。具体的には、地域において医療に関する公益的な事業を実施する非営利法人等こうした事務を適切に実施する能力を有する法人が考えられるものであること。

③ 医療勤務環境改善支援センター（第30条の15第3項関係）

都道府県又は都道府県から委託を受けた者は、第二の3①の事務を実施するに当たり、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能（「医療勤務環境改善支援センター」（以下「支援センター」という。）の確保に努めるものとする。

（1）支援センターの設置形態

支援センターについて、都道府県が直営で設置する場合と、第二の3②により法人に委託する場合のいずれの場合においても、都道府県は、支援センターの運営に主体的かつ適切に関与すること。なお、いずれの場合においても、第二の3③（3）に記載する医療勤務環境改善支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、これに、都道府県の医師会、看護協会、病院団体、社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会、都道府県労働局等の関係団体・関係機関の参画を得るなどして、支援センターが地域の関係者の主体的な関与の下に運営されるよう配慮すること。

（2）支援センターの事業内容

ア 医療勤務環境改善マネジメントシステムの活用促進

支援センターにおいては、指針等に基づき、医療勤務環境改善マネジメントシステムについて、可能な限り、多くの医療機関が活用し、その勤務環境の改善に向けた自主的な取組が促進されるよう、地域の関係者と連携し、医療機関に対する周知と支援を図るものとする。

イ 支援の基本方針

医療勤務環境改善マネジメントシステムによる各医療機関の取組を効果的に実施するためには、医療機関による自主性をもった改善

活動が不可欠となる。そのため、各医療機関の管理者や医療従事者が勤務環境を改善する目的意識を共有し、参加型の改善システムによりPDCAサイクルによる取組を進めることが必要であること。

また、医療勤務環境改善マネジメントシステムは、勤務環境の改善が必要と考えられる特定の医療機関のみを対象とする趣旨の制度ではなく、できる限り多くの医療機関を対象として、恒常的に勤務環境の改善と向上が図られるプロセスの実施を目指すものであること。

ウ 支援の実施体制

支援センターにおいては、勤務環境改善に取り組む医療機関の多様なニーズに応えられるよう、ワンストップによる専門的・総合的な相談支援体制を構築することが望ましいことから、次に掲げる専門スタッフの配置など適切な体制の確保を図りたいこと。

また、医療労務管理アドバイザーの配置による労務管理に関する相談支援体制の構築については、都道府県労働局が実施する委託事業が担うこととしており、支援センターの運営に当たっては、これと一体的に運営を行っていただきたいこと。

なお、支援センターについては、例えば、他の医療関係の業務を行う拠点等と一体的に設置・運営するなど、地域の実情に応じた柔軟な形態で実施することも差し支えないものであり、より効果的な支援が行える体制を検討いただきたいこと。その場合においても、医療機関から医療勤務環境改善の支援拠点であることが認識できるよう、「医療勤務環境改善支援センター」である旨を明示することが望ましいものであること。

・ 医業経営アドバイザーの配置

医療機関の勤務環境改善に対する支援に当たっては、経営面の助言が不可欠であり、診療報酬面、医療制度・医事法制面、組織マネジメント・経営管理など医業経営に関する専門知識を有するアドバイザー（医業経営アドバイザー）を配置することが求められること。

なお、医業経営アドバイザーの配置等の所用経費については、消費税を財源として各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」を積極的に活用願いたいこと。

・ 医療労務管理アドバイザーの配置

医療機関の勤務環境の改善に対する支援に当たっては、勤務シフトの見直し、労働時間管理、休暇取得促進、就業規則の作成・変更、

賃金制度の設計、安全衛生管理や福利厚生など労務管理面全般にわたる相談支援が不可欠となることから、社会保険労務士等の労務管理に関する専門知識を有するアドバイザー（医療労務管理アドバイザー）を配置することが求められること。

なお、医療労務管理アドバイザーの配置は、都道府県労働局の委託事業が担うこととなるため、都道府県労働局との連携・協議を行っていただきたいこと。

- ・ 地域の関係機関との連携体制の構築（運営協議会の活用等）

支援センターによる支援を効果的に実施するためには、都道府県が主体的に関わり、支援センターと地域の医療等に関わる関係者による連携体制を構築することが不可欠となる。そのため、運営協議会等の場を活用するなどして、都道府県の医師会、看護協会、病院団体、社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会、都道府県労働局その他地域の実情に応じた関係機関との連携体制を構築することが求められること。

- ・ 事務処理体制

上記に掲げる取組が円滑かつ適切に実施できるよう事務処理体制を適切に整備することが求められること。

エ 支援の実施手法

a 多様な支援手法

支援センターによる支援の実施手法としては、医療勤務環境改善マネジメントシステムに基づき、各医療機関におけるPDCAサイクルによる勤務環境改善の取組の促進をより効果的に図る観点から、

- ・ 医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入支援のための集合研修・説明会・ワークショップの実施
- ・ 各医療機関からの個別の相談対応
- ・ 各医療機関への訪問支援
- ・ 各医療機関への個別ニーズに応じ、他の支援機関との連携支援など、個々の支援ニーズに応じ、柔軟な手法を講じることが求められること。

b 関係機関・関係団体と連携・協働した支援

支援センターによる支援に当たっては、関係行政機関はもとより、関係団体等と十分に連携・協働した上での支援を行うことが求められること。

また、求められる支援内容によっては、支援センターに配置されているアドバイザーによる相談のみでは対応が困難な場合が想定されるが、そうした場合には、関係団体の取組との連携、他の専門的知識を有するアドバイザーの派遣や関係する支援機関と連携・協働した支援を行うなど、支援センターがワンストップ性を発揮し、関係機関との「ハブ機能」を果たすなどして的確な支援が実施されるよう配慮願いたいこと。

なお、支援に当たっては、こうした連携を図った上で、さまざまな公的な相談制度や補助制度・支援制度等の活用も視野に入れることが求められるが、その例としては、下記のようなものが考えられること。

[支援センターとの連携が想定される各種相談支援制度・アドバイザー機能の例]

- ・女性医師バンク・女性医師支援相談窓口の相談員（都道府県等）
- ・地域医療支援センター（都道府県）
- ・ナースセンター就業相談員（都道府県看護協会ナースセンター）
- ・雇用均等指導員等（都道府県労働局）
- ・ハローワークのアドバイザー（ハローワーク）
- ・メンタルヘルス等に関する相談員（産業保健総合支援センター）
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策推進センター（商工会議所など） 等

[活用しうる各種支援制度の例]

- ・消費税を財源とした「新たな財政支援制度」として新たに各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」を活用した医療機関に対する助成制度等（院内保育所の設置費、運営費、医療機関等での医療クランクや看護補助者の配置やその活用に関する研修、ICTシステム導入等に対する財政支援、救急医や産科医等の処遇改善を図る医療機関等に対する財政支援、その他関連する支援等）
- ・労働時間等の改善・向上に取り組む医療機関を対象とした助成金（職場意識改善助成金）その他の都道府県労働局関連の助成金（各都道府県労働局）
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出・公表制度

- ・上記計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした企業が「子育てサポート企業」として認定され、次世代認定マーク（くるみん）の利用が可能となる制度及び認定企業への税制措置制度
- ・従業員の職業生活と家庭生活との両立支援に取り組む事業主などを支援する「両立支援助成金」制度 等

c ホームページの活用

厚生労働省において、医療機関において取組が行われた勤務環境改善に関する好事例等を紹介するホームページを開設する予定であるので、支援センターでの支援に当たっては、積極的に活用いただきたいこと。なお、当該ホームページについては、追って、その詳細等をお知らせすること。

d 医業経営面での研究成果等の活用

医療機関への支援に当たっては、医業経営面でのノウハウが不可欠であるが、厚生労働省の委託研究事業（医療施設経営安定化推進事業）として実施された過去の研究成果等が厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyoukeiei/anteika.html>）に公表されているので、活用いただきたいこと。

(3) 医療勤務環境改善支援センター運営協議会

医療機関の勤務環境改善を効果的に支援するためには、支援センターの責任主体である都道府県の主催の下、地域の関係者が連携して支援センターの運営を図ることが必要となる。

このため、おおむね、次のメンバーを含む地域の実情に応じた構成により、医療勤務環境改善支援センターの運営に関する協議の場として運営協議会を設置いただきたいこと。

- ・ 医師会、看護協会、病院団体等の地域の医療関係団体
- ・ 社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会等医療機関の支援を行う関係団体
- ・ 都道府県労働局等の関係行政機関
- ・ その他地域の実情に応じて必要と判断する関係者

運営協議会の設置方法としては、新たに会議を設置する方法によるほか、既存の医療対策に関する協議会を活用する方法（既存の会議に

部会を設置する方法等を含む。)等も含め、地域の実情に応じた柔軟な方法を検討いただきたいこと。また、運営協議会の庶務(事務局)については、支援センターが担うことも可能であるが、その場合であっても、都道府県は、運営協議会の運営に主体的に関与することが必要であること。

また、運営協議会の協議事項としては、手引書の周知方法、医療機関に対する支援方法、第二の3③(5)ウに記載する年次活動計画に関すること等が想定されるものであること。

(4) 支援センターの運営財源

ア 医業経営アドバイザー関連経費

第二の3③(2)ウに記載したとおり、医業経営アドバイザー関連経費については、消費税を財源として各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」の活用が可能であるので、基金に関する計画に盛り込むなど、引き続き、所要の手続を進めていただきたいこと。

イ 医療労務管理アドバイザー関連経費

第二の3③(2)ウに記載したとおり、医療労務管理アドバイザー配置に要する経費(関連する事務費を含む。)は、都道府県労働局の委託事業によることとしているので、引き続き、所管の都道府県労働局との十分な連携・協議を行っていただくようお願いしたいこと。

(5) その他の留意点

ア 医療機関の勤務環境改善に要する助成

消費税を財源として各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」については、支援センターの運営費のみならず、都道府県の判断により、勤務環境改善計画に基づく各医療機関の取組に対する助成にも活用することが可能であるので、引き続き、積極的な活用を検討いただきたいこと。

イ 本年度における留意点

支援センターについては、本年10月1日に医療従事者の勤務環境の改善に係る医療法の関係規定が施行され、都道府県において勤務環境改善の支援拠点の確保に努める義務が開始することにかんがみ、

各都道府県におかれては、可能な限り、本年度中に設置していただきたいこと。

支援センターが未設置の都道府県においては、都道府県労働局の委託事業として、社会保険労務士等による「医療労務管理相談コーナー」を暫定的に設置することとしているが、この場合、可能な限り、本年度中に支援センターを発足させ、暫定的な体制を解消することが求められる。支援センターの発足に当たっては、都道府県労働局の事業である「医療労務管理相談コーナー」業務の支援センターへの円滑な移行等を図る方策等について、都道府県労働局をはじめ、運営協議会を活用するなどして、地域の関係者との密接な連携を図っていただきたいこと。

ウ 年次活動計画の策定について

医療勤務環境改善の取組を円滑に進めるため、「医療勤務環境改善支援に向けた年次活動計画の策定等について（依頼）」（平成26年6月27日厚生労働省医政局総務課事務連絡）により、各都道府県に対し、下記の内容を盛り込んだ本年度における年次活動計画を策定し、策定後には地域の関係者間で共有するとともに、速やかに厚生労働省へ提出することを依頼したところである。

（年次活動計画に盛り込む内容）

- ・ 本年度中に手引書に基づき勤務環境改善計画を策定する医療機関の割合等の地域における達成目標
- ・ 手引書の周知方法
- ・ 手引書に基づく改善計画に取り組む医療機関に対する支援方法（例：アドバイザー派遣等の訪問支援、支援センター等での相談対応、地区別合同相談会等）
- ・ 支援センターの設置時期、設置方法、予算確保の見通し等
- ・ その他、各医療機関における勤務環境改善計画策定状況の把握、当該計画に基づく勤務環境改善に関する取組等の円滑な実施に必要と考えられる事項（例：計画策定後のフォローアップ等）

年次活動計画については、毎年度、各都道府県で策定し、厚生労働省へ提出していただくことを想定しており、上記の「年次活動計画に盛り込む内容」も含めた来年度（平成27年度）における年次活動計画の策定等を別途依頼する予定であるので、あわせて御了知い

ただきたいこと。

④ 秘密漏えいの禁止（第30条の15第4項関係）

第二の3②による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、法令に基づく場合等の正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

4 国による協力（医療法第30条の16関係。平成27年4月1日以降は第30条の21）

国は、第二の3①の都道府県の事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。

厚生労働省では、医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する調査研究、普及啓発、情報発信についての検討等を行っているところであり、今後、各都道府県に対して、これらに関する情報提供や協力依頼等を行っていく予定であるので、御了知いただきたいこと。